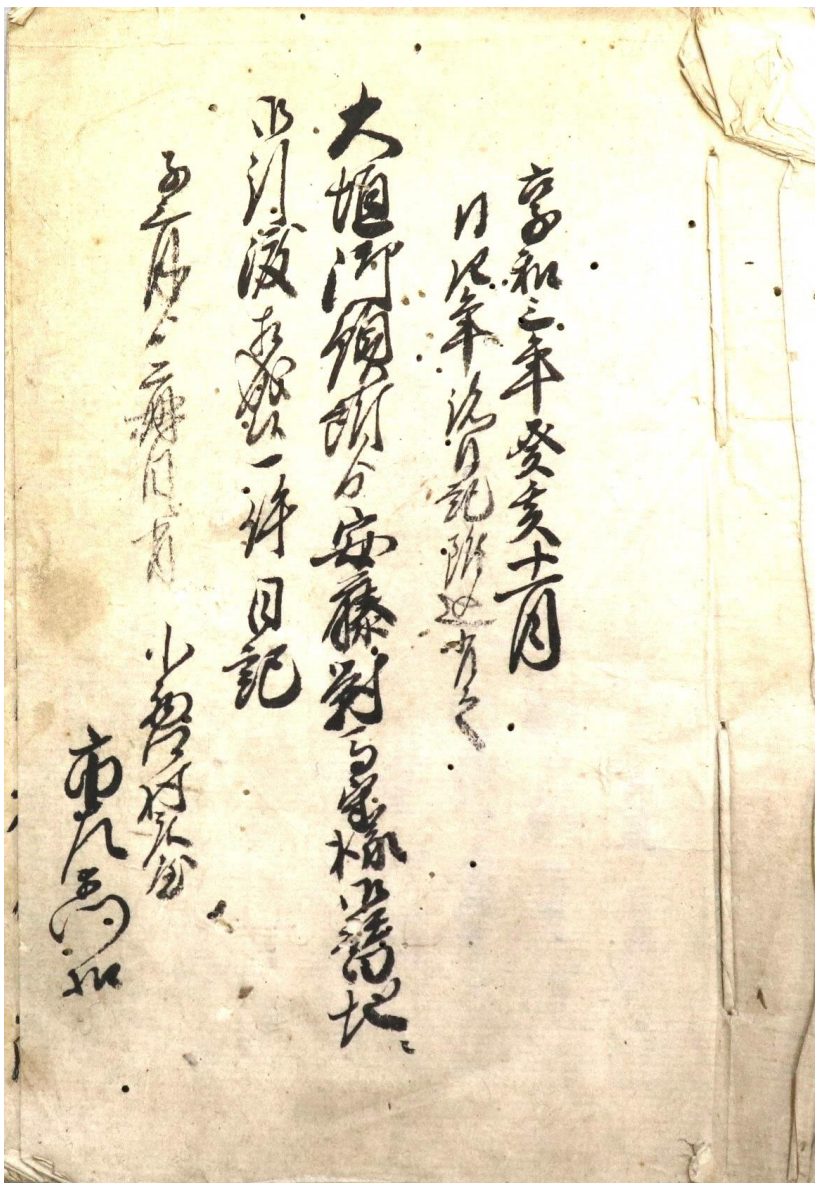




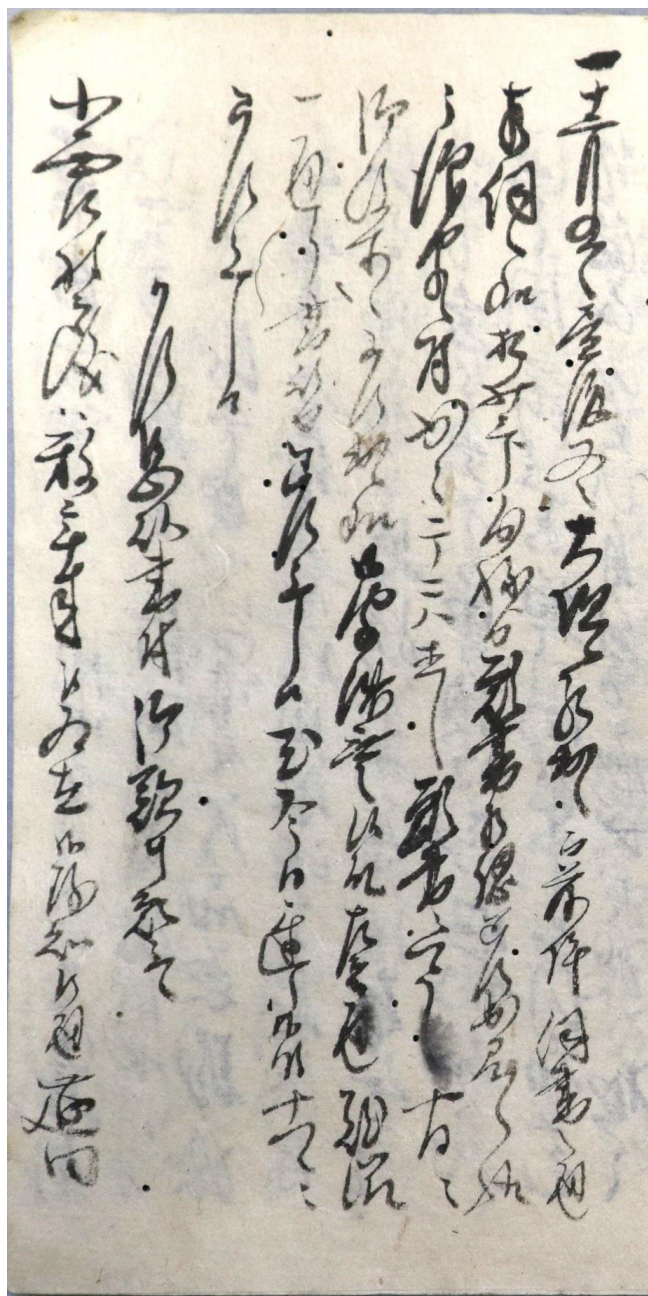
(表紙)

「享和三年癸亥十一月
 同 四年諸日記付込有之

大垣御預所より安藤対馬守様御替地ニ
 御引渡相成候一件日記

子三月より二冊目ニ有 小西郷村庄屋
 市左衛門控

(前略)



一十二月九日昼後、又々大垣へ罷出候而、前件伺書之通

相伺候処、松井三郎右衛門様より願書相認差出呉候様

被仰聞候付、少々テニハ直し願書いたし候、十日ニ

御役所へ差出候処、御聞濟無之候故、左之通難渋

一通り書替差上申候、尤今日遅く候付、十一日ニ

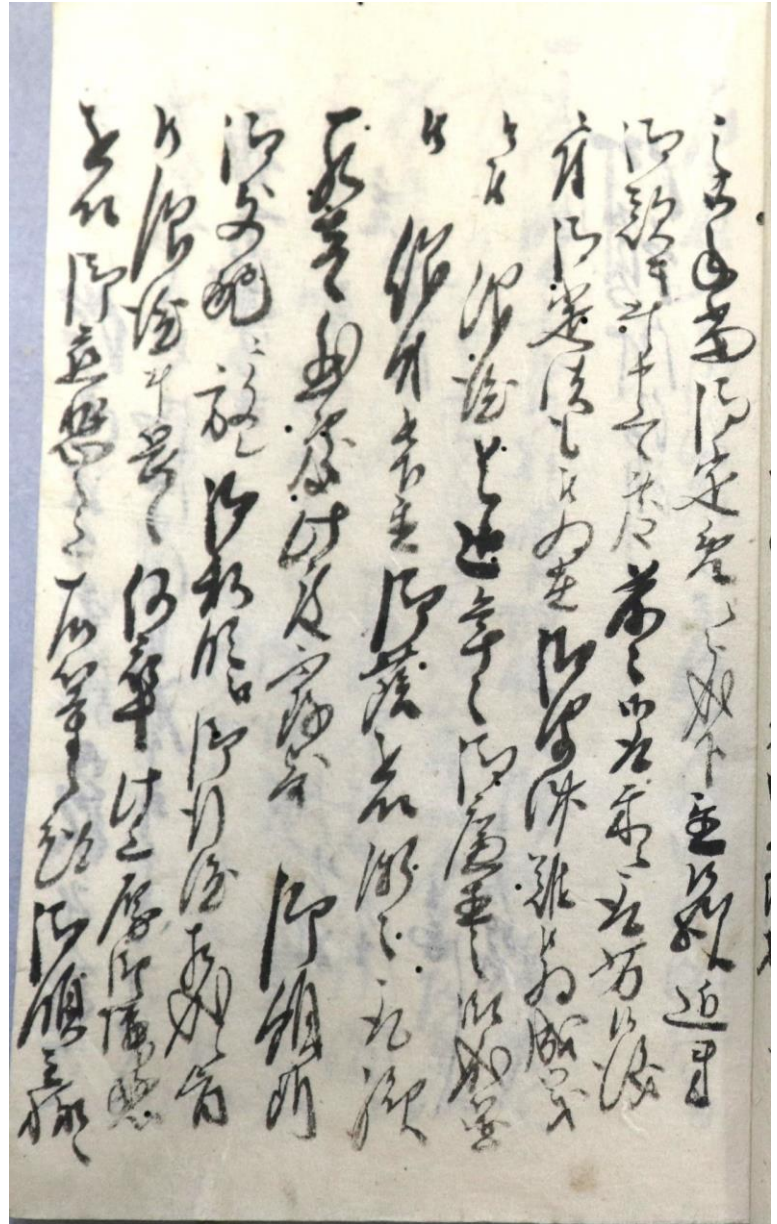
差上申候

乍恐以書付御歎奉願上候

(席田)

小西鄉村之儀、数年来被為在御存知候通、筵田

井水之内乙井組之流末ニ而用水懸行之儀、是迄格別
 御苦勞被成下置、〔闕字〕 御威光を以漸用水引取
 候而さへ、流末之御田場故行届兼、難儀
 至極仕候、全躰^(体)当村用水路ハ分水ニ付、
 流水すくなく、照統候年ハ勿論、左も無御座
 候而も年々多分旱損仕、御收納ニも相拍、
 連々困窮ニ相廻り田肥等也不行届、立毛
 作徳も取失ひ、自然と瘦地ニ相成り、極々
 難渋ニ付、不奉得心事、田畑御平均拾ケ年



之御手当御定免^ニ被成下置候様、近来

御歎キ奉申上候处、前々御取米^ニ取劣候儀

ニ付、御定法も被為在、御聞濟難被為成御義

と被^{〔闕字〕}仰渡、是迄年々御廉直之御成箇

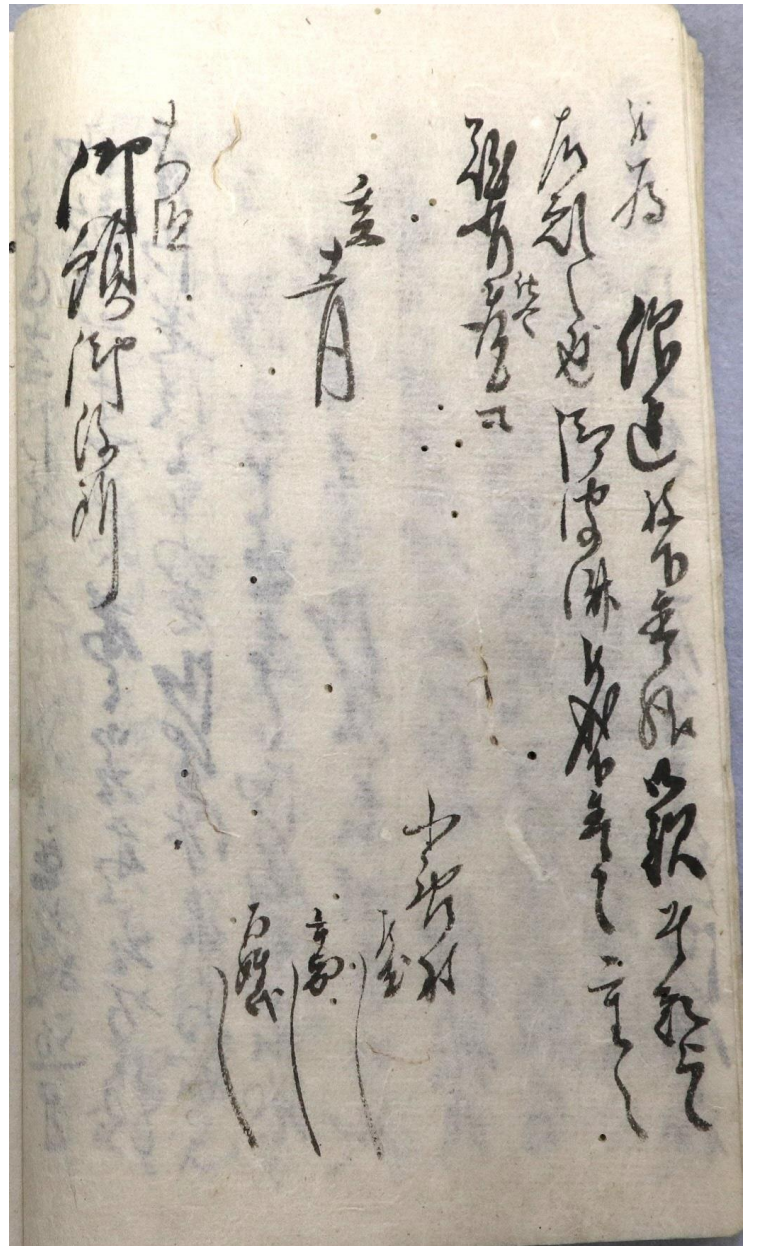
被^{〔闕字〕}仰付被下置、御蔭を以漸々取様

罷在候、然处此度不存寄^{〔闕字〕}御預所

御支配^ニ放レ、御私領之御引渡相成候旨

被仰渡奉畏候、何卒此上厚御憐愍

を以、御慈悲之上、右等之趣御領主様へ



被為 仰達被下置候様、御歎奉願上候、
[關字]

右願之通御聞濟被成下置候ハ、重々

難有仕合奉存候、以上

亥十二月 小西郷村

庄屋 |

年寄 |

百姓代 |

大垣

御預御役所

一、昨日小西郷村へ明細帳并御林之帳面持参
 有之候様申遣、手前大垣止宿候处、今日左平治
 持参候故、御役所へ罷出、今度御引渡
 相納申候

右之通十一日御役所へ差上候处御聞濟、願書

相納申候

一十二日、昨日小西郷村へ明細帳并御林之帳面持参

〔小西郷村 百姓代〕

有之候様申遣、手前大垣止宿候处、今日左平治

(ママ)

持参候故、御役所へ罷出、今度御引渡

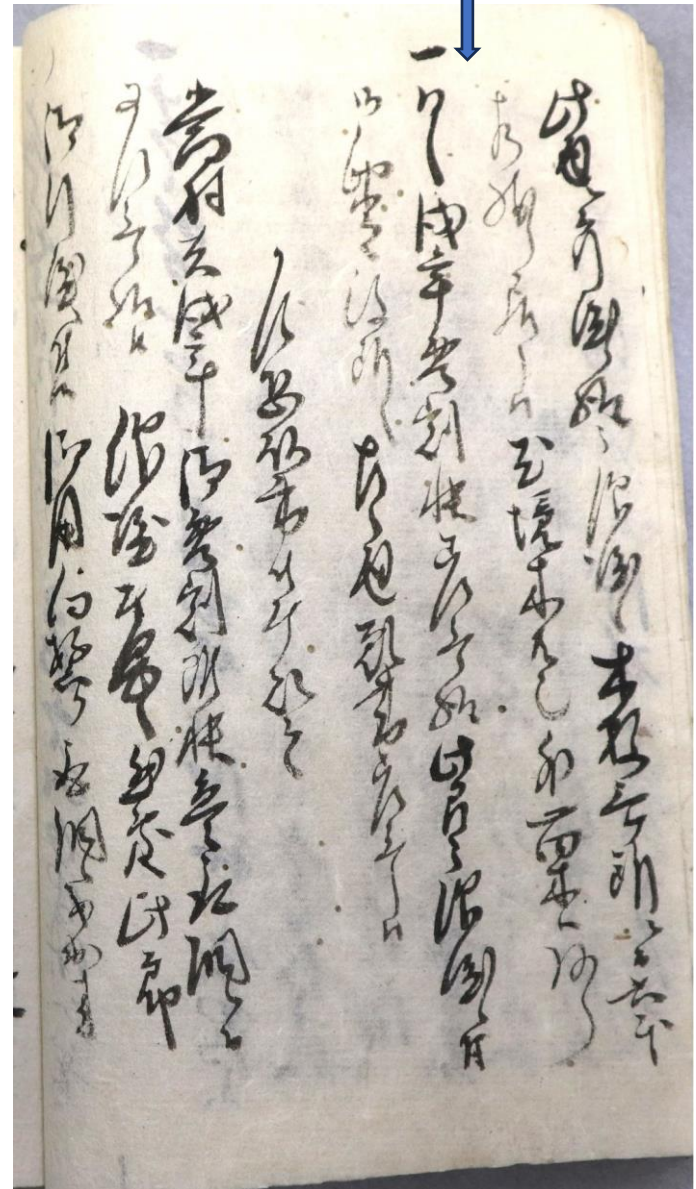
相成候明細帳、暫御貸渡被成下候様書付を以

願上候处、御聞濟御座候付、村控と引合申候处、

〔二七七二〕

少も無相違候、明和八卯年差上置候帳面

を以御引渡相成申候、御林之義帳面差上候、



此通^ニ被引渡候様被仰渡候、木数^ニヶ所^ニ而六本

相残り居申候、尤境木共也、外苗木なり

(後略)

言葉の読みと意味

・ 昼後 (ひるご)

ひるすぎ。午後。

・ 早損 (かんそん)

日照りによる田畑の損害。

・ 連々 (れんれん)

続いていて絶えることのないさま。

・ 立毛 (りつもう)

田畑で生育中の農作物。主として

稲についていう。

・ 作徳 (さくとく)

江戸時代、田畑の収穫から年貢を

を納めた残りの分。

・ 得心 (とくしん)

心から納得すること。

・ 定免 (じょうめん)

年貢高を固定し、ある一定期間豊

凶にかかわらず納めさせる方法。

- ・取米（とりまい） 江戸時代、米穀で上納した年貢。
- ・定法（じょうほう） きまっている規則。きまった法式。
- ・廉直（かんそん） 安価なこと。
- ・成箇（なりか） 江戸時代、田畑に課した年貢。取箇、物成と同意。
- ・取様（とりよう） 物事の扱い方。
- ・聞済（ききずみ） 聞き入れること。承諾。
- ・村明細帳（むらめいさいちよう） 村高・反別・検地・年貢高・家数・人数・寺などを記した村勢一覧。幕府の巡見使の派遣、領主役人の回村、領主代官の交替の際、提出を命じられた。
- ・御林之帳（おはやしのちよう） 江戸幕府直轄林の状況を詳しく記した台帳。
- ・止宿（ししゆく） 宿泊すること。

目上の人に対して、敬意を示す文章表現方法

- 闕「欠」字**（けつじ） 天皇・貴人に関係した称号や言葉の上に、敬意を表すため一字または二字分の余白をあけること。
- 平出**（へいしゅつ） 文書中で尊敬すべき人の名や称号を書くとき、敬意を表すために行を改めて前の行と同じ高さから書き出すこと。
- 擡頭**（たいとう） 上奏文などの中で、高貴の人に関した語を書く時、敬意を示すため行を改め、ほかより高く書くこと。